

蒲郡市有害鳥獣駆除報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物等又は生活環境の被害の拡大を防ぐため、有害鳥獣の駆除を行う者に対し、予算の範囲内において交付する蒲郡市有害鳥獣駆除報奨金（以下「報奨金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象者は、狩猟免許を所持しており、また、蒲郡市長から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第8項に定める従事者証の交付を受けており、かつ、蒲郡市から蒲郡市特定鳥獣管理計画実施計画に基づく個体数調整又はその他有害鳥獣駆除に関する業務を受託していない者とする。

(交付対象期間)

第3条 交付対象となる期間は、当該年度において、蒲郡市長から有害鳥獣の捕獲等に関する許可（以下「鳥獣捕獲等許可」という。）を受けた期間とする。

(対象鳥獣及び報奨金の額等)

第4条 対象となる有害鳥獣は、蒲郡市内で駆除されたものに限定し、対象鳥獣及び報奨金の額は別表第1のとおりとする。

2 前項で規定する対象鳥獣について、成獣又は幼獣の定義は、別表第2のとおりとする。

(駆除報告及び報奨金の交付申請)

第5条 報奨金を受けようとする交付対象者は、蒲郡市有害鳥獣駆除状況報告書（第1号様式）に、当該有害鳥獣を駆除したことを証明する写真（以下「確認写真」という。）及び別表第1に定める駆除の証拠品を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項で規定する報告書を提出した交付対象者は、半期ごとに、蒲郡市有害鳥獣駆除報奨金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

3 第1項で規定する確認写真の撮影方法は、国が定める鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領で指定される写真の撮影方法を準用する。

(報奨金額の確定)

第6条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、蒲郡市有害鳥獣駆除報奨金確定通知書（第3号様式）により交付対象者に通知するものとする。

(報奨金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた交付対象者は、速やかに請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(報告検査等)

第8条 市長は、必要と認めたときは、報奨金の交付を申請した者、又は、報奨金の交付を受けた者に対し、その駆除に関する報告を求め、又は職員により、その書類若しくは駆除の状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

(交付の取り消し)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、報奨金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により報奨金を受けたとき
- (2) 申請の内容が著しく不適當と認めたとき

(報奨金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により報奨金を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に報奨金が交付されているときは、交付対象者に対し、報奨金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

別表第1（第4条関係）

対象鳥獣	報奨金の額	駆除の証拠品
イノシシ（成獣）	1,000円／頭	原則尻尾とする。 ただし尻尾が欠落している場合は、以下の全てを証拠品とする。 (1) 尻尾が欠落している尻の写真 (2) スプレー等で両耳をマーキングした個体の全体写真 (3) (2)でマーキングされた両耳
イノシシ（幼獣）	2,000円／頭	
シカ（成獣）	1,000円／頭	
シカ（幼獣）	2,000円／頭	

別表第2（第4条関係）

交付対象鳥獣	成獣	幼獣
イノシシ	体表に白や薄茶色の縞模様が確認できない個体とする。	体表に白や薄茶色の縞模様が確認できる個体とする。
シカ	オスについては、角が生えた個体、又は、角が生え替わったり、抜け落ちたりした形跡のある個体とする。 上記で判断できない場合は、体表に鹿の子模様が確認できない個体とする。ただし、鹿の子模様が確認できる個体であっても、下顎の第二後臼歯が生えた個体は成獣とする。	オスについては、角がまだ生えていない個体とする。 上記で判断できない場合は、体表に鹿の子模様が確認できる個体のうち、第二後臼歯が生えていない個体を幼獣とする。

